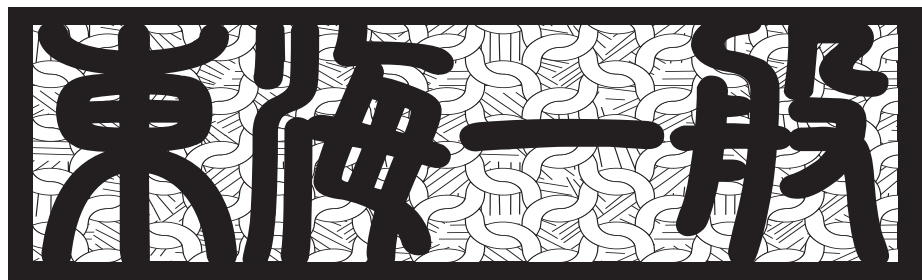


第1子から支給

現行	第3子 30,000円 第4子 40,000円
↓	
改正後	第1子 10,000円 第2子 20,000円 第3子 30,000円 第4子 40,000円

29年4月1日実施

ワンツ共済



東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

発行

本部 四日市市芝田1丁目11-27
☎(059)356-1017
中勢支部 松阪支部 津市上弁財町18-13ワービル2F
☎(059)213-1193
伊賀支部 伊賀市上林670 ☎(059)213-1193
南勢支部 伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717
HP://www.tokai-ippan.net/



4月1日から社会保険の未加入事業所は公共工事から排除される。その動きは民間工事にも波及している。

国土交通省は二〇一七年四月から社会保険(健康保険・厚生年金)未加入業者に対する公共工事現場への立ち入り禁止を関係団体に通知しました。その時期が目前に迫り、建設現場での混乱が大きくなっています。

元請企業による加

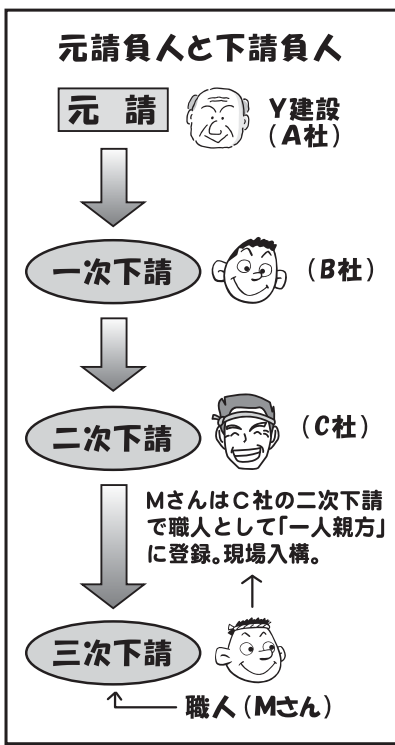
国交省

社会保険等の実施

現場は大混乱 4月1日

元請の労災申請勝ちとる

三次下請の職人Mさん



Mさんは三次下請の職人。一月下旬、労災事故で右目が失明寸前に。元請は自社の労災適用を渋り、一人親方労災を使うよう下請に圧力。組合がMさんの依頼を受け交渉し、元請の労災適用を勝ちとりました。

Mさん(23歳・高職)は三歳そわれ春日井市民病院に。病棟では「処置できない」と急遽、四日市から駆けつけた母親の運転で名古屋大学付属病院へ。三日間の入院で、黒目を縫う手術を経て三カ月間の安静を言いわたされました。組合に相談があったのは事故後一週間してから。森永委員長は、「建設事業の労災事故は元請責任が原則。事故時の雇用関係から判断すると労働者が高く元請企業(A社)の労災適用になる」とアドバース。その場で組合に加入し、A社との交渉を含め組合に委任していただきました。

事故の概要をメモにしてA社にFAXを送付。その後、一次下請B社の責任者から連絡が入り、組合事務所へ協議することに。A・B社の主張

組合が前面で交渉

元請は一人親方を強調

元請は「建設事業の労災事故は元請責任が原則。事故時の雇用関係から判断すると労働者が高く元請企業(A社)の労災適用になる」とアドバース。その場で組合に加入し、A社との交渉を含め組合に委任していただきました。

雇用保険

対象者を拡大

計週20時間

厚生労働省は雇用保険の適用を受ける人の範囲を広げます。現在は会社で週20時間以上働く人が対象ですが、複数の会社に勤務していても失業手当をもらえるようにします。来年にも国会に関連法の改正案を提出します。厚労省は就業規則を今年度内にも改正し副業や兼業を認める内容にする方針。

健保 介護 保険料率の変更

複数の勤め先での勤務時間を合算して雇用保険の適用対象とする方向

	現状	改正後
A社 週20時間勤務	適用	適用
B社 週10時間勤務	適用外	適用
C社 週10時間勤務	適用外	適用

●健康保険料率

給与・賞与の9.93%	平成29年2月分(3月納付分)まで
↓	
給与・賞与の9.92%	平成29年3月分(4月納付分)から

●介護保険料率

給与・賞与の1.58%	平成29年2月分(3月納付分)まで
↓	
給与・賞与の1.65%	平成29年3月分(4月納付分)から



労働条件の改善が建設業の魅力作りの土台

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	
建設の事業	4/1,000	8/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	14/1,000
一般の事業	3/1,000	6/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	11/1,000
農林水産・清酒製造事業	4/1,000	7/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	13/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

就業率が改善されたため雇用状況が好転し、雇用保険料も4月1日より引き下げられます。

—4月1日より—

建設国保料改定

介護保険料(40歳~64歳)

2,400円(人)→2,600円(人)

ご協力とご理解をよろしくお願いたします

請の労災適用を認めないのなから労働基準監督署に労災隠しで告発する」と強く迫り、最終的には元請の労災適用の方向で手続きすることになりました。相談があつてから合意に至るまで、この間、一ヶ月余の期間が経過しました。

社保加入 国交省が通達

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

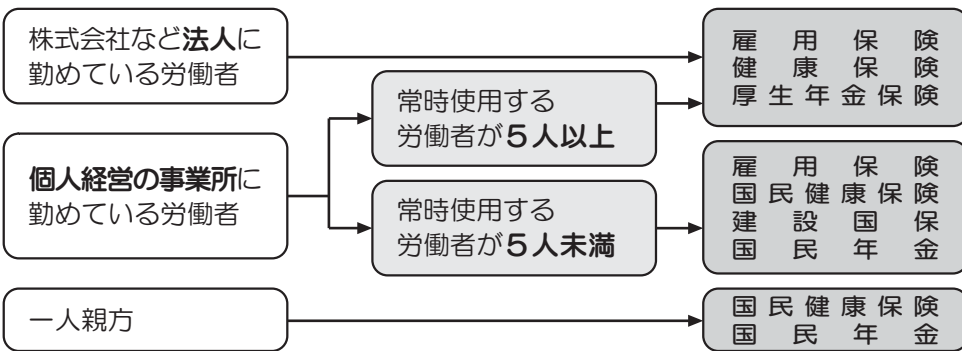
平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

どのような保険に加入しなければならないの？



四日市税務署

申告終了しても 税務調査心配

所得税・消費税の申告が3月末に終了します。組合を通じて申された方は年々増えていきます。景気の回復基調が見られ前年に比べ、売上高の増加が各種で顕著になっていきます。申告終了後には税務調査が待ち受けています。不況が長期化するにもかかわらず、税務調査はかえって増加傾向にあります。建設業も例外ではありません。取り扱いは金額が大き

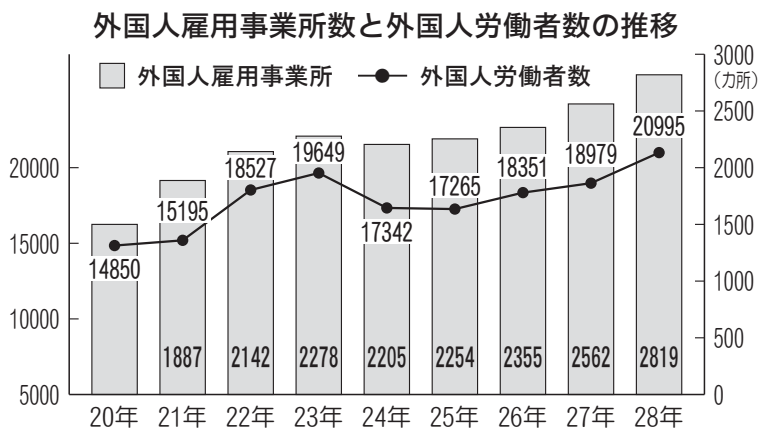
仕事仲間をぜひご紹介ください

組合員の皆様のご紹介が新規加入の「きっかけ」です。

確認など調査は広範囲になりがちで、調査から解決まで2カ月程かかるのが普通です。この間、精神的・体力的に相当疲労困ぱいされる方が大半です。組合では三重県計算センターの税理士が皆さんに代わって税務調査や日常の記帳指導を行っています。希望される方は組合までご連絡ください。

外国人労働者 2万人超

昨年10月末の三重県内の外国人労働者数が前年同期比で二千六百人増の二万九百九十五人に達しました。雇用対策法の改正で外国人労働者の雇用に関する届け出が義務化された平成十九年以降で最多。外国人を雇用する事業所数も過去最多の二千八百十九社となっています。



一定金額以上（左図）の工事を施工する場合は建設業許可が必要です。二〇一〇年十月に施行された住宅瑕疵担保履行法で新築住宅に保険加入が義務付けられ、施工業者は「建築一式工事」の許可業者に限られました。許可を得ていない業者は保険に任意加入しなければなりません。また許可を取得する場合は、五年以上自営している必要があります。取得は年々難しくなっています。

建設業許可 取得要件厳しく



市町村運営の国保 三重県に移行 平成30年

国民健康保険（国保）の加入者から建設国保に切り替える方が急増しています。国保は主に個人事業者や非正規雇用者、無職の人などが加入しているのが特徴。現在は市町村単位で運営されていますが、村単位で運営されていますが、各自自治体とも財政基盤が弱く、平成30年から都道府県単位の運営に移行されることになっています。協会けんぽや組合健保に比べ国保は65歳〜74歳の前期高齢者の割合が10倍以上と圧倒的に高齢化しており、加えて所得が少ななど国保保険料が高額になる要因になっています。来年度に三重県に移行しても業務はこれまで通り各市町村が行い、保険料の算定方法も市町村で異なることから、加入者自身は変化を余り感じられないかもしれません。人口減少による加入者

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請も取り扱っています。

- ・5年以上の経営実績
- ・確定申告書（事業申告）の添付
- ・500万円以上の残高証明書

内容	工事一件の請負代金	木造住宅工事
建築一式工事	1,500万円以上の工事	延べ面積150㎡以上
その他の工事	500万円以上の工事	

※1 上記以外の工事は「軽微な工事」となります。

減と高齢化による医療費増大という構造的な問題は解決されておらず、国による更なる制度改革が求められています。